

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百七十三回 表権七先生のこと その二

南出喜久治（令和7年8月1日記す）

ところが、帰つて父親と話をして務めることになつたが、初出勤の翌2月1日はとんでもない寝坊をして、事務所に行つたのは、昼過ぎだつた。

怒られることを覚悟し、お前を雇ふことはやめたとして、一日でクビになることを予想してゐた。

すると、表先生の家族全員が出てきて、表先生が、昨日は務めるのをどうも嫌がつてゐたやうだったので、ひょつとしたら来ないのかと思ったが、覚悟して務めることに決心したのか、と言はれたので、済みません、今日からお願ひします、と詫びた。

事務所は、自宅の玄関の2部屋で、奥の部屋は表先生の執務机と事務机があり、玄関の部屋に応接室で、コピー機や和文タイプライターがあつた。

そして、事務員としては2人の先輩があつた。一人は翌3月末で退職する西谷といふ事務長、もう一人は、私が弁護士になつたときの事務長になつた実川である。

私は、西谷の後任になるといふことであつた。

その西谷から言はれた。何でも自由にしたらよいが、表先生の娘だけには絶対に手を出さな、表先生から殺されるぞ、と脅された。

何の意味でそんなことを言つたのか解らなかつたが、それ以外に仕事のことは一切話さずに、西谷が退職するまで2か月しかないので、事務の仕事の引継ぎもせずに、一日ぶらぶらしてゐる不思議な人間である。

仕事は自分で覚えろといふことである。

西谷は、事務所退職後、石川県に戻り、しばらくして挨拶に来た。そして、表先生に、朝日新聞に就職しましたと報告した。私と実川は勿論のこと、表先生や奥さんも家族全員が驚いた。いきなり新聞記者になつたのかと誰もが思った。さうしたら、後で私と実川に、帰り際になつて、こつそりと、朝日新聞の新聞配達をすることになつたと言つたので、大笑ひさせてくれた。その後、金沢地裁の書記官になつたらしい。頭の回転が速い愉快な男だつた。

そのころの実川は、事務所には殆ど居ない。検察庁に刑事事件の調書を手書きで書き取る仕事が専門である。朝から検察庁の検察事務課に入りびたりで、夕方に帰つてくる。だから、事務所には私しかゐない。事務長と言つても一人しか居ないので大したものではない。訴状や準備書面などはすべて、必要な通数の白紙にカーボンを挟んで手書きする。事務所

での私の仕事は、電話番と表先生の手書きの原稿を清書する仕事が主なものである。和文タイプライターがあるのに、これを使はないのは勿体ないと思って、見様見真似でタイプライターと格闘し、1か月ほどで要領をマスターした。徐々に慣れて、ゆっくり口頭で話す程度であれば打ち込むことができるやうになり、西谷が退職するまでには、清書するものはほとんどタイプライターができるやうになつた。

ところが、表先生の原稿は読みにくい。しかも、解らない字や何が書いてあるのか理解できないところがある。先生の奥さんに聞いても読めないものが多い。しかし、だんだん癖に慣れてきて本人でも何を書いたのか解らないものまで読めるやうになつた。

原稿は、万年筆で藁半紙に書くのであるが、夜遅くに居眠りをしながら書くので、インクが滲んだり、こっくりこっくりするので、居眠りしたことが解る万年筆のインクの筋が何本もある原稿すらあつた。

それを夜中に沢山の原稿を書き上げる。それを私が朝に出勤してからタイプ清書して、午前10時以後の裁判に間に合はせるといふのが大体の日課だつた。

訴訟法を知らないと実務ができない。だから、民事訴訟法と刑事訴訟法は必須である。そして、民法、商法、刑法、そして憲法である。司法試験では、殆どの受験生は民訴と刑訴の両訴を選択しないが、私は受験生の中では数少ない両訴選択で受験した。

司法試験の受験勉強は完全な独学である。帝國憲法、旧民法、旧訴訟法の基礎知識と感覚で弁護士業務をしてゐる表先生からは、現行法を踏まへた知識で教へてもらつたことは全くない。私が独学では勉強するのが大変だと思つてもらつたのか、表先生は、いきなり司法修習委員になつて、弁護修習の司法修習生が事務所に来るやうになつた。それが私にとっては、大きな刺激となつた。

ともあれ、仕事では、本願寺紛争の事件が一番悩まされ、そろいろ考へさせられた。

表先生も父親も真宗大谷派の門徒である。私もさうである。

本山である宗教法人（東）本願寺の代表者である住職としての大谷光暢師は、包括法人の真宗大谷派の管長（宗教法人代表者）であり、宗教上の最高権威の地位である法主なのである。本山本願寺の住職、包括法人の管長、そして宗教的最高権威の法主の三位一体になつてゐた。

ところが、真宗大谷派は、戦後まもなく根本規範を改正して、占領憲法と殆ど同じ構造になつてゐる「宗憲」を制定し、象徴天皇制（法主制）と立法（宗議会）、行政（内局）、司法（査門院）の三権分立制を定め、内閣に相当する「内局」の宗務総長が内閣総理大臣と同じやうに行政権を独占し、法主には何の権限もないと解釈されてゐた。

ところが、光暢法主は、本願寺財産の枳殼邸に担保を設定し、「大谷の里」といふ事業を始めて手形を発行したことが問題となり、法主側と内局側の紛争となつて訴訟にまで発展した。表先生は、内局側の訴訟代理人である。

しかし、私は、そのころは心情的に法主側を支持してゐた。法主に逆らふことは門徒がすべきことではないといふ思ひからであつた。そのことから、何かにつけて訴訟方針に不満を感じてゐたが、仕事の指示は忠実に行つた。そして、大谷派の問題を納得できるまで解明しやうとして、真宗教団の歴史を徹底的に調べた。すると、親鸞、蓮如に始まる浄土真宗、そして浄土宗が虚構のものであり、仏教自体に大きな疑問を感じた。それは、「出定後語」で大乗非仏説論を説いた富永仲基による論理的批判に出会つたことが大きい。親鸞は、法然に騙されたのである。そして、真宗といふのは、蓮如教だつたといふことである。それ以来、この紛争にはどちらにも正義がないと感じたことと、「宗憲」なるものが占領憲法のコピーであることから、占領憲法自体に強い疑問と違和感を感じることになった。そして、事務所を訪れる宗務総長らに悉く議論を吹きかけ、非僧非俗であるとした親鸞の宗教はどうして寺院（本願寺）があるか、このことは教義と矛盾しないのかなどの質問を浴びせたことから、宗務総長らは返答に困つてゐたことから、表先生からは、そのやうなことを主張するのは、「異安心」（いあんじん）であると叱責されたことが何度もあつた。しかし、仕事には忠実であることを貫き、決して表先生の意に背いて仕事をすることはなかつた。

事務所内では、表先生と時には真宗の教義や歴史問題で激論になつたこともあり、奥さんが中に入つて止めさせるやうにしてもらつたことすらあつた。

思想の対立、異安心であるとして解雇されることも覚悟したが、最後まで解雇されなかつたし、間違つたことを言つてゐない自信と誇りがあつたので、解雇されるのであればやむを得ないが、自分の方から任意に退職することは意地でも申し出なかつた。